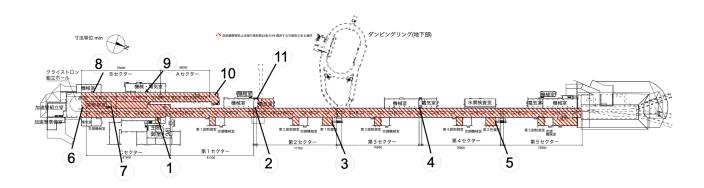
(管理区域一時解除)

電子陽電子入射器棟における RI 法施行規則第22条の3の適用(開始)について

電子陽電子入射器棟の管理区域に於いて、RI 法施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

- 1. 期間 2023年3月15日から2023年4月16日
- 2. 場所(下記の一般管理区域)



電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリー、電気室2(図赤斜線部分)

以上

配布先 機構長

(管理局) 施設企画課、整備管理課、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、放射線受付

(QUP) 拠点長、副拠点長

(担当者) 当該発生装置管理責任者、各区域放射線担当者、管理室員